

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十三号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改

正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年広島県
条例第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
改正する。

改正後	改正前
<p>（卑わいな行為の禁止）</p> <p>第三条 何人も、公共の場所又は公共の乗物に おける他人に対し、みだりに、著しく羞恥又 は不安を覚えさせるような次の各号に掲げる 行為をしてはならない。</p> <p>一 衣服その他の身に着ける物（以下この条 において「衣服等」という。）の上から、 又は直接他人の身体に触れること。</p> <p>二 通常衣服等で覆われている他人の身体又 は下着をのぞき見し、又は撮影すること。</p> <p>三 写真機等を使用して衣服等を透かして他 人の身体を見る方法により、裸体若しくは 下着の映像を見、又は裸体若しくは下着を 撮影すること。</p> <p>四 前二号に掲げる行為をする目的で、写真 機等に向け、又は設置すること。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、卑わいな言 動をすること。</p> <p>2 何人も、学校、事務所、タクシーその他の 不特定又は多数の者が利用し、又は出入りす る場所又は乗物（公共の場所、公共の乗物及 び次項に規定する場所を除く。）における他 人に対し、みだりに、著しく羞恥又は不安を 覚えさせるような前項第二号から第四号まで に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>3 何人も、住居、浴場、更衣室、便所その他 の人が通常衣服等の全部又は一部を着けない でいるような場所（公共の場所及び公共の乗 物を除く。）における他人に対し、みだりに、</p>	<p>（卑わいな行為の禁止）</p> <p>第三条 何人も、公共の場所又は公共の乗物に おける他人に対し、みだりに、著しく羞恥又 は不安を覚えさせるような次の各号に掲げる 行為をしてはならない。</p> <p>一 着衣等の上から、又は直接他人の身体に 触れること。</p> <p>二 着衣等で覆われている他人の身体又は下 着をのぞき見し、又は撮影すること。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、卑わいな言 動をすること。</p> <p>2 何人も、公共の場所又は公共の乗物におけ る他人に対し、写真機等を使用して着衣等を 透かして他人の身体を見る方法により、みだ りに、裸体若しくは下着の映像を見、又は裸 体若しくは下着を撮影してはならない。</p>

著しく羞恥又は不安を覚えさせるような第一項第二号から第四号までに掲げる行為をしてはならない。

附 則

この条例は、令和四年六月一日から施行する。